

## 外国人登録原票記載事項証明書に代わる申立書

鳥取県 部県税事務所長 様

年度自動車税(登録番号 鳥・鳥取 )に係る還付金受領について、外国人登録法が  
廃止されたことに伴い、平成24年7月8日以前の氏名・住所の変更を証明する外国人登録原票記載事項  
証明書が提出できませんが、登録時からの氏名・住所の変更は下記のとおり相違ありません。

なお、本件についてトラブルが生じた場合はすべて私の責任において処理します。

氏名または住所の変更履歴	期 間
自動車検査証の住所:	
①	年 月 日 ~ 年 月 日
②	年 月 日 ~ 年 月 日
③	年 月 日 ~ 年 月 日
④	年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

住所

氏名

印

- (注) 1 本県における自動車の登録の氏名・住所と現在の氏名・住所とに相違がある場合に提出すること。  
2 委任状と申立書の委任者印は実印とし、印鑑証明書を添付すること。  
(サインの場合はサイン証明書)  
3 氏名・住所の履歴を証明できる公的書類が添付できる場合は、そちらを添付すること。